

平成26年度第17回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成26年12月18日(木) 午後3時30分～5時00分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀
委員 藤原秀次郎
委員 馬場眞美子
【事務局】 事務局長ほか6名

4 議事

会議冒頭で、議決事項1～6及び報告事項2、3については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号 「採用候補者の選考について」

知事から申請のあった採用候補者について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

- 1 採用候補者数 1人
- 2 採用年月日 平成27年1月1日

議案第2号 「平成25年(不)第2号事案について」

本事案の裁決書案について決定した。

議案第3号 「労働基準監督機関の職権行使について」

平成26年12月11日付けで、埼玉県教育委員会委員長から解雇予告除外認定申請書の提出があり、これを調査したところ、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責めに帰すべき事由に該当するものと認めることについて決定した。

議案第4号 「労働基準監督機関の職権行使について」

平成26年12月11日付けで、埼玉県教育委員会委員長から解雇予告除外認定申請書の提出があり、これを調査したところ、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責めに帰すべき事由に該当するものと認めることについて決定した。

議案第5号 「労働基準監督機関の職権行使について」

平成26年12月11日付けで、埼玉県教育委員会委員長から解雇予告除外認定申請書の提出があり、これを調査したところ、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責めに帰すべき事由に該当するものと認めることについて決定した。

議案第6号 「労働基準監督機関の職権行使について」

平成26年12月15日付けで、埼玉県教育委員会委員長から解雇予告除外認定申請書の提出があり、これを調査したところ、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責めに帰すべき事由に該当するものと認めることについて決定した。

議案第7号 「教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則等に係る協議について」

本年の人事委員会勧告に基づく、「学校職員の給与に関する条例」等の一部改正を踏まえ、教育職員の給料の調整額に関する規則及び学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する埼玉県教育委員会委員長からの協議について、承認することを決定した。

【承認内容】

1 改正内容

(1) 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

特別支援教育に関わる教員に支給する給料の調整額の算出に用いる調整数を改定

給料表の引上げ改定に伴う調整基本額を改定

(2) 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育費国庫負担金見直しによる教員特殊業務手当の改定

2 施行期日等(予定)

(1) 公布日 平成26年12月24日

(2) 施行日 1(1) 及び1(2) 平成27年1月1日

1(1) 平成26年12月24日(適用日:平成26年4月1日)

協議第1号 「給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則等について」

本年の人事委員会勧告に基づく、「職員の給与に関する条例」の一部改正を踏まえ、給料の調整額に関する規則及び初任給調整手当に関する規則の一部改正を行うことなどについて協議した。

1 改正内容

(1) 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料表の引上げ改定に伴う調整基本額の改定

(2) 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

別表〔採用日以降の期間の区別の支給月額〕の改定

報告第1号 「第41回主査級昇任試験の実施結果について」

平成26年度に実施した第41回主査級昇任試験の実施結果について報告した。

【報告内容】

(1) 申込者 264人

(2) 第1次試験合格者 47人

(3) 第1次試験免除者 76人

(4) 最終合格者 38人

(5) 最終合格倍率 6.4倍

(6) 最終結果発表日 平成26年12月12日

報告第2号 「平成25年(不)第1号事案について」

平成26年12月15日付けで、処分者から準備書面が提出されたことを報告した。

報告第3号 「裁決取消請求事件について」

裁決取消請求事件について、答弁書の提出に向けた準備の状況について報告した。